

## 『誘導的建築行政運営連絡会』設置要綱

### (目的)

第1条 最近の市街地の複合、高度利用、良好な景観の整備、住宅供給の促進等に対し、建築物整備に係る領域を中心に誘導的建築行政の効率的かつ円滑な行政運営を図ることを目的とする。

### (名称)

第2条 本会は『誘導的建築行政運営連絡会』と称する。

### (構成)

第3条 本会は、都市デザイン課、市街地整備課、開発指導課、建築指導課、その他関係課の長をもって構成員とする。

### (所掌事務)

第4条 本会は第1条の目的を達成するために次の事務を行う。

- (1) 誘導的建築行政に関する情報交換
- (2) 運用方針等の整備、協議
- (3) 各種申請に対する条件の検討、提言
- (4) 制度の広報活動
- (5) 補助要綱の作成
- (6) 年間の予算措置
- (7) その他誘導的建築行政の運営に関すること

### (部会の設置)

第5条 本会には、第4条に規定する事務執行のため作業部会を設置する。なお、作業部会は構成員の所属する課の担当係長で構成する。

### (事務局)

第6条 本会の事務局は、建築指導課に設置する。

### (会議の開催)

第7条 本会の会議は、事務局の招集により随時開催する。また、作業部会は会議の後、必要に応じて開催する。

### (その他)

第8条 本会の運営について必要な事項は、この規約に定めるもののほか、それぞれ連絡会が定める。

### (附 則)

1. この規約は平成3年11月8日から施行する。

### (附 則)

1. この規約は平成19年4月1日から施行する。

(附 則)

1. この規約は平成20年4月1日から施行する。

(附 則)

1. この規約は平成23年4月1日から施行する。

(附 則)

1. この規約は平成24年4月1日から施行する。

(附 則)

1. この規約は平成28年4月1日から施行する。